

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和5年度 第3回入間市障害者福祉審議会
開 催 日 時	令和5年8月29日(火) 午後3時00分 開会 / 午後4時25分 閉会
開 催 場 所	入間市役所 501会議室
議 長 氏 名	今井 英雄
出席委員(者)氏名	今井 英雄 福井 恵子 磯田 英穂 田邊 仁 内藤 英子 金平 里美 森田 秀子 石川 孝司 粕谷 浩史 橋本 敏子 末松 敦子 黒古 次男 新井 豊吉 來徳 満
欠席委員(者)氏名	野村 優美
説明者の職氏名	主幹 千葉 茂
会 議 次 第 (公開)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 次期障害者計画について (素案作成に向けた意見交換) (2) その他 4 その他 5 閉会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	なし
配 布 資 料	1 次第 2 プラン案【資料1】 サブタイトルについて【資料2】 サブタイトル一覧【資料3】 アート展のチラシ
事務局職員職氏名	福祉部長 市川 一博 福祉部次長 忽滑谷 敦子 障害者支援課長 小笠原 昌平 主幹 天満 葉月 主幹 千葉 茂 副主幹 小俣 里子
会議録作成方法	要点筆記

会議録（２）

議事の概要（経過）

○ 議題

(1)次期障害者計画について

◎ 質疑

來徳委員

会議の進め方について、ランダムに行うのか資料に従って順番に確認していくのか。

今井議長

私もどうしようか考えていた。まずは、素案の前半についての質問・意見を出していただきたい。

黒古委員

取り敢えず総論から始め、その後、第1部・第2部に分けたらどうか。

今井議長

では総論の部分について質問・意見をいただきたい。

來徳委員

年号の扱いについて、過去からの繋がりや何年前かが分かりやすいよう、和暦に西暦も併記してほしい。

事務局

西暦も併記する形で検討したい。

黒古委員

4ページ「障害者施策に関する近年の動向」について、障がい者福祉プランを身近に感じてもらうために、国の動向以外に入間市の3年間の取組について書かれていると良い。例えば、約2年前にできた入間市手話言語条例について載せたらどうか。6ページのチャート図について、障がい者福祉プランは細い一重線ではなく、目立つように二重線・太線に

議 事 の 概 要 （ 経 過 ）

変えてほしい。10 ページ「知的障害の方の推移」の障害の状態について「マルA（最重度）」と記号を前に書くと非人間的な印象を受けるので「最重度（マルA）」といった表現の仕方はどうか。

事務局

プランの概要1「障害者施策に関する近年の動向について」の後ろに（2）として入間市直近3年間の動向を書き加えるよう検討したい。6ページ「プランの法的位置づけ」の図については二重線で強調する。10ページの障害の状態の表記順序については事務局で検討したい。

今井議長

前回のプランにはプランの概要（2）があったが、素案にはない。（2）は次回までに追加されるということで良いか。

事務局

素案の調整が間に合わず、今回は抜けている。次回の素案には（2）に入間市の動向を記載したものを提示したい。

森田委員

私は聴覚障害のため、聞きながら資料訂正ができない。手話通訳と訂正箇所を同時に見ることはできないので、ゆっくり話してほしい。

今井議長

訂正箇所を文書にして渡せないか。

森田委員

この場での訂正についてなので文書は必要ない。傍で訂正の場所を指さす等、職員の方に手伝っていただきたい。

議 事 の 概 要 （ 経 過 ）

粕谷委員

資料は第2部までだが、第3部はどうなるのか。

事務局

次回、第3部として「入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画」も含めてお示ししたい。

森田委員

第3部作成にあたってお願いがある。障害者差別解消法（合理的配慮の提供）が来年4月1日から施行される。インターネット等で多く出ていると思う。今まで差別しないことが努力義務であったが、全て義務になる。例えば、身体障害者の来店、盲導犬・聴導犬を同伴しての来店等、事業者は拒否できない。また、旅行では健聴者だけ参加できるツアーが大変多く、聴覚障害者は悔しい経験をしてきた。ツアー会社等にも義務になったことを周知徹底してほしい。第3部にはその旨を記載していただきたい。

今井議長

第3部はかなりボリュームがあり、数値の記載が多い。9月5日までにメール等で意見を集め、次回、素案の内容についての議論を終了できるかどうか考えていただきたい。

石川委員

9ページの身体障害者のグラフは1級・2級の順だが、11ページの精神障害者のグラフでは、3級・2級・1級の順になっている。その理由は何か。

事務局

精神障害者について、1級・2級と重度から軽度へ表記の順番を訂正する。

今井議長

7ページに市長の方針を考慮してSDGsが追加されている。SDGsが計画の中で具体的にどう反映されているのか教えていただきたい。

議 事 の 概 要 (経 過)

事務局

今回の資料で具体的な箇所を説明するのは難しい。SDGsと障がい者福祉プランとが、同じ方向性を持っている部分があるというイメージは持っている。

今井議長

今回は、SDGsとの関係について新たに記載する理由が分かるような資料・説明をお願いしたい。総論についての議論は終了し、第2部について、意見・質問をお願いしたい。

黒古委員

文言修正についての議論は個々ではしない方がよいか。

今井議長

分量によるが、多いのであれば事務局にまとめてメールをお送りいただきたい。

粕谷委員

19 ページの施策1の所管について、障害者支援課と地域保健課だけで福祉関係や医療、地域住民との連携体制がとれるのか。

今井議長

私もそう思う。民生委員を管轄している担当課を場合によっては加えた方がいいのではないか。

事務局

検討し、次回報告させていただく。

黒古委員

取組内容を読み込むと、地域生活の対象を精神障害者に限っている。精神保健福祉医療地域連携会議という具体的な会議名における連携という中身になっているので、粕谷委員の意見を取り入れるとすれば、さらに連携を広げたものを加えて表記した方がいいのではないか。

議 事 の 概 要 （ 経 過 ）

事務局

検討する。

内藤委員

33 ページのリーフレットのサンプルについて、字が小さいので1 ページ分の紙面をとっていただけないか。

事務局

見やすくなるよう検討する。

黒古委員

施策1の難病について、磯田委員を招いて難病の方の実態について話を伺った。来年度4月から施行される総合支援法の中にも、難病の方に対する対応については1つの大きな項目となっている。実際に福祉制度で行う場合、障害者手帳を取得した場合には福祉サービスを受けることが出来るが、今は手当しかない状態である。総合支援法で取り上げられている状況を見た時に、(7)として、難病の方に向けた支援体制を検討していく、という方向性だけでも示すことが大事ではないか。

今井議長

今回の素案でも、難病の患者に対する医療等の法改正もあるので、項目の見直しがあってもいいのではないか。

事務局

検討する。

來徳委員

34 ページ (1) インクルーシブ保育の取組内容について、16 ページの基本方針3の重点課題5との矛盾を感じる。34 ページでは、インクルーシブ保育・教育を充実させるため、多様な学びの場での特別支援保育・教育や、入園時・就学児に本人・保護者の希望を尊重し

議 事 の 概 要 (経 過)

た相談支援を実施するとなっているが、この文言だと、インクルーシブ教育の本来の形とは違う形で捉えられてしまうのではないか。昨年度、国連からもインクルーシブ教育について勧告があったが、文科省の方針もあると思うが、共にというよりは分離の方向に捉えてしまう表現になっているので、「インクルーシブ保育・教育を充実するために、合理的配慮に基づいた環境整備に努めます」と記載し、続けて「また、入学時・就学児に本人・保護者の希望を尊重した相談支援を実施する」と記載した方がいいのではないか。学校等の設備とは分けて記載し、トータル3つの項目に分けた方が分かりやすいと思う。

事務局

わかりやすく明確な表現になるよう検討する。

新井委員

インクルーシブについては議論が必要である。国連からはインクルーシブの勧告が出ているが、日本は守ると言っているわけではない。文科省が大きくうたっているのは、多様な学びの場を用意するということである。様々な立場があり、重度障害をお持ちの方は、一緒にいることで辛いことがあると言ひ、軽度障害をお持ちの方は一緒にいさせてほしい、自分達に合った教育が受けられなくても一緒にいることに意味がある、と言っている。それに対して文科省は多様な場を用意すると言っている。これは根の深い問題であり、軽々に結論を出せないと実感している。

今井議長

インクルーシブについては自分なりに色々話を聞いたが、特別支援クラスを無くすことが国連の勧告で、文科省は普通クラスと特別支援クラスの両方を設け、どちらにも行ける教育がインクルーシブ教育だと解釈しており、ここに大きな意見の相違がある。ここでは結論を出せないなので事務局で検討をお願いしたい。

來徳委員

命令されて決めるのではなく、当事者・保護者が選べるのが大事な要素だと思う。

粕谷委員

議 事 の 概 要 （ 経 過 ）

22 ページ（3）について、自主防災会、民生委員と関係機関・団体が連携してやっていく中で、所管が障害者支援課と危機管理課だけでいいのか。27 ページの障害児相談支援の実施についても、所管が障害者支援課と子ども支援課だけで、教育関係の課が入っていない。同様に 33 ページの部分も教育関係の課が入っていないので、検討していただきたい。

今井議長

災害支援体制については、自主防災会、民生委員と記載があるので危機管理課が中心となって対応すると思うが、関連部署について検討するようお願いしたい。

以前 19 ページに、地域移行ガイドブックの活用の記載があったが削除されている。その理由を教えてください。

事務局

入間市丸わかり地域移行ガイドブックの目的としては、主に保健・福祉・医療の関係機関の名称・住所・障害種別の支援体制を知ることである。一度作成すると、内容の管理や更新作業が発生するが、その管理ができていなかった。ガイドブックを作ることが目的ではなく、作る作業を通して、互いに顔が見える関係性を作ることが目的であり、結果として、様々な会議の場で連携が取りやすくなった。掲載内容も古く、計画書に記載する物品としては不適と判断した。

黒古委員

審議内容についても、ページの指定があった場合は、事務局は森田委員を支援しなくていいのか。

今井議長

訂正箇所についてわからない場合は援助すると理解していたが、審議会全体を通してのことだったのか。

森田委員

資料に関しては、会議全体を通して支援するのは厳しいと思う。訂正箇所の通訳については、手話通訳者は手話に集中するので障害者支援課の方にお手伝いいただきたい。

議 事 の 概 要 （ 経 過 ）

今井議長

委員の発言に対して支援課にフォローしていただきたいということでよろしいか。

森田委員

隣に座って資料に指さしていただきたい。

黒古委員

23 ページについて、地域部会で話し合った内容としては、まずは在宅避難を行うという風潮になっているので、在宅避難者に向けた支援についての記載が必要なのではないか。

28 ページの本プランの課題について、アンケート調査を見ると、地域や企業の理解に不安を持っている方が多いので、地域や企業の理解促進を図ると共に、障害者の就労支援も課題として考えられるのではないか。

35 ページでは施策9について、全小中学校における障害者教育とあるが、障害者教育とは何か。障害理解教育や福祉教育の一環としての障害理解となるので、福祉教育という文言を記載した方がいいのではないか。

関連して36ページの主な取組について、障害者理解のための講座等の推進とあるが、障害を理解することと同時に、解決のために一人一人が自分の事として考える福祉教育という大きな括りとしての文言が必要ではないか。これは取組内容にも関わることである。

41 ページと45 ページ関わることだが、アンケート結果を見ると、差別をされた経験がある方が多くいることを考えると、差別解消のための啓発や活動の文言の記載があった方がいいのではないか。来年4月から、差別解消法が努力義務から義務になるので、このプランの中に落とし込む必要がある。

今井議長

事務局でご検討願いたい。他に文言についての意見があれば、障害者支援課へメールで問い合わせていただきたい。

粕谷委員

36 ページ(1)について、障がい者理解という文言は医療モデルとしての文言だと思う。

議 事 の 概 要 （ 経 過 ）

障害は、本人が持つ機能障害の部分と、社会側や環境側が持つものがある。社会モデルとして障害を捉えていく場合、社会モデルの部分発信する文言の方がいいのではないか。その人が持つものではなく、周りの環境によって障害があるという考え方が必要ではないか。

今井議長

個人的にはその考え方も納得できるが、日本の障害者への福祉サービスが医療モデルに基づいて作られているという現実もある。入間市の障害者支援課から見ると、縦割りの医療モデルの福祉サービスと、社会モデルとの整合性を図るのは悩ましいものであり、難しい作業だということは重々理解しているが、是非検討していただきたい。

また、30 ページ施策（3）について、就労定着支援事業を付け加えることも検討していただきたい。

黒古委員

雇用率代行業所について、障害者雇用率が 2.3%と決められており、その会社の本来の業務では中々障害のある方を雇用することが難しい中で、市内に2か所雇用率を代行する事業所があり、親会社の業務に直接関係ない農作業等を行っているようで、問題が出てきている。その会社で雇用して、一般の従業員と一緒に働くことがインクルーシブ社会である。そのような事業所があることを情報として承知しておいていただきたい。

今井議長

特例子会社は合法であるが、中には本来の目的ではない会社もある。

黒古委員

特例子会社ではなく福祉施設である。

粕谷委員

例えば農園をやっている会社が、持っている農園の一部を別の企業に貸す。貸した企業は法定雇用率を満たしたい、障害者雇用をしたい企業なので、そこに障害者の方を集めて、貸した企業が障害を持つ方とそれを支援する人を雇い農作業をしてもらう。そうすると、

議 事 の 概 要 （ 経 過 ）

自分の会社の法定雇用率が上がる。人材派遣と場所貸しをして、障害者の方には働く場を提供し最低賃金を払っている。取引先の企業には法定雇用率を満たしてもらおう、ということを行っている企業が出てきている。

今井議長

誤解していた部分はあるが、いずれにしても違法ではない形式をとっているということなのか。

粕谷委員

法律的には違法ではない。

今井議長

現状として存在しているので問題提起としては大事だが、計画に入れるのは難しいと思うので情報提供としてお願いしたい。

新井委員

障害を医療モデルで考えるのか、社会モデルで考えるのか、入間市がそれをどう捉えるのかは大きな問題である。このプランの中にも障害理解、障害者理解という文言が出てくるので、それをはっきりさせたいのであれば、1ページ目に障害の「がい」の平仮名表記についての文章があるが、この中に障害の意味を入間市としてどう考えているか、という一文があると、本文の障害の意味がわかりやすいのではないか。ここで両方記載があると後々話が通じやすいと思う。

今井議長

そうした方が本来は良いと思うが、後々に対する影響や全体に対する影響、国の方針がまだ医療モデルになっている点を考えると、ここは事務局に一任して、全体に矛盾が生じない形で記載方法を検討していただきたい。

34 ページ施策8(2)について、教職員の資質向上を図ると記載があるが、市長が県議会議員の時に、特別支援クラスにおける正規職員の資質が低いと、狭山市の障害児の親御さんから指摘され県が確認したところ、埼玉県は臨時雇用のケースが非常に高いことが明らか

議 事 の 概 要 （ 経 過 ）

かになった。できる限り正規職員比率を上げると県に回答したことを今思い出し、その後どうなったのか。県の話なので市は把握していないことは重々承知しているが、その後の状況がわかれば、次回でなくてもいいので教えていただきたく質問した。

他に意見がある方は、次回までに事務局にご連絡いただきたい。それに基づき、10月5日の第4回審議会開催前に、全体の素案を委員に提示していただきたい。

(2) その他

○サブタイトルについて

今井議長

サブタイトルについて、ここで意見がなければ、次回みなさんで意見を持ち合い、決を取りたいと思う。

○障がい者アート展について

黒古委員

私に関わるボランティアグループで、「障がい者サポーターの会 和」が主催する障害のある方を中心とした障がい者アート展が、アミーゴで9月8～14日まで開催される。お手元にあるチラシの写真は全て昨年応募されて展示した方の作品である。障害のある方の文化活動を支える活動であり、皆さんの参考になると思うので、お時間があれば是非足を運んでいただきたい。

○その他

事務局

- ・次回10月5日（木）午後3時 市役所C棟5階501会議室 予定
- ・次期障がい者福祉プランについて、庁内意見聴取、パブリックコメント実施に向けた障がい者福祉プランの素案作成、決定を予定
- ・プラン案に関する意見等は9月5日までに事務局まで

森田委員

「こんにちは」「お疲れさま」の手話だけでいいので、覚えて皆であいさつをしていただきたい。そうすれば私も皆と一緒に頑張っているという気持ちになれて嬉しく思う。

議 事 の 概 要 (経 過)

福井副会長

視覚障がいのため、ただ「こんにちは」ではなく、名前を読んであいさつをしていただけるとありがたい。

○ 閉会

小笠原課長

今後この場で手話を学ぶ機会が増えるとよいと思う。気づきが多かった。障害者福祉審議会という場で、色々な情報交換ができる場でもあるので活用していきたい。

福井副会長

細かい気づきや意見は事務局へ問い合わせさせていただきたい。最終段階に向けてさらにより良いご意見とご協力をお願い致します。ありがとうございました。

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

2023年 9月19日

議 長 の 署 名

今井英雄

議長が指名した者の署名

粕谷浩史